ちっご地産地消♡健康応援店登録事業実施要領

平成 28 年 6 月 13 日改定

1 目的

近年、健康志向や食の安全・安心に対する関心が高まる一方で、ライフスタイルの多様化等により食 生活が大きく変化し、栄養の偏りや不規則な食事、生活習慣病の増加など様々な問題が生じている。

このような状況の中、地域でとれた安全・安心な農林水産物やその加工品を地域で消費する地産地消を推進し、バランスのよい、ヘルシーな食事の提供を行う店舗等を「ちっご地産地消♡健康応援店」として登録し、市民に周知・啓発を行う。

この事業により、市民が地産地消や健康づくりに対しての関心を高め、さらには地域農業の振興と健康で豊かな食生活の向上、元気なまちづくりの推進に繋げることを目的とする。

2 申請・登録の対象者

筑後市内において営業している飲食店、食料品販売店、弁当・惣菜店、ホテル等とする。なお、一般市民が利用できない会社や学校、福祉施設等は対象外とする。

3 登録基準

登録を希望する者は、次の基準を満たし、登録後は共通事項に挙げた事項を満たすよう努めなければならない。

(1) 基準

• 必須基準

地元産の食材を使用したメニューを提供または販売すること。地元産の食材とは筑後市、八女市、 広川町、大木町、柳川市、大川市、みやま市(以下「筑後地域」という)で生産された農林水産物と する。1品でも筑後地域産の食材を使用していれば条件を満たすものとする。

・選択基準(ふくおか食の健康サポート店 登録基準に準じる)

上記の必須事項を満たした上で、次の①~③のうちいずれかに該当するメニューを 1 品以上提供または販売していること。

①野菜たっぷりメニュー

1品1人前で、緑黄色野菜を含む2種類以上の野菜(イモ類、きのこ類、海藻類も含む)を使用しており、野菜が100g以上あること。サラダバーなども可とする。

(ただし、漬物は塩分の摂取過多につながるので、野菜の量には入れない。また、材料のほとんどが糖質の多い野菜(芋類やカボチャなど)の場合も不可とする。)

②塩分ひかえめメニュー

定食(主食・主菜・副菜がそろったメニュー)の食塩相当量が2.5g未満であること。

※容器包装の食品(弁当、惣菜等)については、食品表示法により栄養成分表示を行うこと。また、

強調表示となるので基準量が別途あるので注意すること。

③カロリーひかえめメニュー

定食(主食・主菜・副菜がそろったメニュー)のエネルギーが 450~650kcal 程度であること。

※容器包装の食品(弁当、惣菜等)については、食品表示法により栄養成分表示を行うこと。また、 強調表示となるので基準量が別途あるので注意すること。

その他の基準

メニューの製造者と販売者が異なる場合、販売者は「ちっご地産地消♡健康応援店」に登録済みの製造者が製造するメニューを販売すること。

(2) 共通事項

- ①食の安全・安心に十分配慮した料理等を市民に提供すること。
- ②食材として使用した筑後地域産の農林水産物をメニュー表等に表示すること。
- ③選択基準を満たすメニューであることをメニュー表等に表示すること。なお、「塩分ひかえめメニュー」及び「カロリーひかえめメニュー」について、弁当等の容器包装及びこれに添付する 文書に表示する場合は、食品表示法による基準があるので特に注意すること。
- ④「塩分ひかえめメニュー」には塩分相当量の表示を、「カロリーひかえめメニュー」にはエネル ギー量の表示をメニュー表等で行うこと。
- ⑤店内、店頭やメニュー表、ホームページ等で PR 資材等を用いて意欲的に情報を発信すること。
- ⑥「ちっご地産地消♡健康応援店」登録後も基準を満たす料理を積極的に増やしていくよう努める こと。
- ⑦市のホームページや広報等で店舗を紹介することについて承諾すること。

4 登録の申請

(1)申請方法

登録を希望する者は「ちっご地産地消♡健康応援店登録申請書」(別紙様式 1)、「ちっご地産地消♡健康応援店メニュー表」(別紙様式 2) に必要事項を記入し、提出するものとする。

「ちっご地産地消♡健康応援店メニュー表」(別紙様式 2) の記入は、「ちっご地産地消♡健康 応援店材料記録表」(別紙様式 3) を用いて行い、記入した材料記録表は、店舗にて保管すること。

メニューの製造を行わず、販売で申請する場合は、「ちっご地産地消♡健康応援店メニュー表」 (別紙様式 2) の提出及び「ちっご地産地消♡健康応援店材料記録表」(別紙様式 3) の記入は 不要。ただし、「ちっご地産地消♡健康応援店登録申請書」(別紙様式 1) に、「ちっご地産地消♡ 健康応援店」に登録済みの製造者を記入すること。

提出先は事務局である筑後市役所市民生活部健康づくり課とする。

(2)登録店の決定

申請があった場合は、書類を審査し登録可否を決定するものとする。審査の結果、登録が決

定した場合は、登録証の交付を行うこととする。

(3)申請期間

申請の受付は、年間を通して随時行うものとする。

(4) 有効期間

登録日から辞退の申し出があった日までとする。

(5) 申請内容の変更

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「ちっご地産地消♡健康応援店報告書」(別紙様式4)を提出しなければならない。

(6)登録の取消し

営業を終了した場合や当該認定商品の提供または活動ができなくなった場合、辞退の申し出をしたい場合は、速やかに「ちっご地産地消♡健康応援店報告書」(別紙様式 4)を提出しなければならない。また、申請書の内容に虚偽等があった場合や法令違反等を犯した場合は、登録を取消すものとする。

5 状況報告

登録店は、毎年3月末に「ちっご地産地消♡健康応援店報告書」(別紙様式4)を提出し、事業の状況報告を行うものとする。

6 登録店の周知

(1) 登録証及び PR 資材の配布

登録を行った場合、「ちっご地産地消♡健康応援店」の登録証及び PR 資材 (のぼり旗・ポスター等)を配布する。配布した登録証及び PR 資材は必ず店内、店頭に掲示すること。

(2) 市からの周知

市のホームページや広報、チラシ配布等で店舗の紹介、PRを行う。

(3) 店舗からの自主的な周知

「ちっご地産地消♡健康応援店」の名称を使用して上記6 (1)以外の PR 資材を作成することは自由とする。ただし、名称やロゴマーク等は変更してはならない。